

# 建築関係建設コンサルタント業務への最低制限価格の取扱いについて

大分県が競争入札に付する建築関係建設コンサルタント業務の最低制限価格について、次のとおり取り扱う。

## 1. 対象業務

予定価格が 100 万円を超える建築関係建設コンサルタント業務(随意契約は除く)

## 2. 適用時期

令和 2 年 4 月 1 日以降に公告又は指名通知を行う案件から適用する。

## 3. 算定方法

(1)の制限割合を算定後、(2)により最低制限価格を算定する。

### (1)制限割合の算定

#### ●制限割合の算定式

$$\frac{(\text{直接人件費} + \text{特別経費} + \text{技術料等経費} \times 60\% + \text{諸経費} \times 60\%) \times 1.1}{\text{設計額}}$$

(注 1) 「直接人件費の額」、「特別経費の額」、「技術料等経費 × 60 % の額」、「諸経費 × 60 % の額」のそれぞれの額に 1 円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。

上記の合算額に 100 分の 110 を乗じて得た額を設計額で除して得た割合 (小数第 3 位を四捨五入し、第 2 位までとする。)

#### ●制限割合の適用範囲

$$6/10 \leq \text{制限割合} \leq 8/10$$

(注 1) 制限割合の計算結果が、適用範囲の下限値 (6/10) を下回る場合は 6/10 とし、上限値 (8/10) を上回る場合は 8/10 とする。

### (2)最低制限価格の算定

#### ●最低制限価格の算定式

$$\text{予定価格} \times \text{制限割合}$$

(注 2) 1 円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。